

コーポレート・ガバナンス

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、ミッションステートメントに定める企業倫理と遵法の精神に基づき、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上により、環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指しております。

■コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、監査役制度採用会社でありコーポレート・ガバナンスの強化のために、株主総会の充実、監査役の監査機能の強化、取締役会の改革、積極的かつ継続的なディスクロージャー活動およびIR活動に取り組んでおります。

1. 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(1) 株主総会の充実

当社は、コーポレート・ガバナンスの向上には株主総会の充実が不可欠と考えており、多くの株主の皆様にご出席いただけるよう努めるとともに、株主総会では電子投票制度を導入し、インターネットによる議決権行使を可能としております。

(2) 取締役会の状況

当社の取締役は2005年12月31日現在13名で、内11名が現場の実情を踏まえた意思決定と監督を行うため、執行役員を兼務しております。なお、現在社外取締役は存在しません。

取締役会は毎月2回定時開催し、重要事項は全て付議されております。また、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行っております。さらに、グループ企業の経営トップで構成される「グループ経営者会議」を開催して、各社の経営状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(3) 執行役員制度

当社は、2003年7月1日に「執行役員制度」を導入し、より迅速な経営方針および業務執行の意思決定と、効率的な業務執行の監督体制を強化しております。これに伴い取締役会が経営上の重要事項の意思決定および業務執行の監督機能を一元的に担っております。取締役会により選任された執行役員は取締役会の決定に従って、社長の指揮命令のもと業務執行を担っております。2005年12月31日現在、執行役員は30名(内11名が取締役兼務)となっております。

なお、2006年3月30日現在、執行役員は32名(内11名が取締役兼務)となっております。

(4) 委員会等の設置状況

2003年4月施行の改正商法により委員会等設置会社という新たなコーポレート・ガバナンスの仕組みが導入されていますが、これについては今後必要に応じてその導入適否を検討してまいります。

(5) 監査役制度

当社は監査役制度を採用しております。社外監査役2名を含む4名の監査役で監査役会を構成し、取締役会、経営会議等、重要な会議体への出席を含め、経営の適正な監視を行っております。また、監査役会による経営トップや独立監査人との定期的な意見交換、並びに子会社・関連会社の監査を実施する社内各部署との協調・連携により、問題を早期に顕在化させるなど、実務レベルに対する監査機能も強化しております。

なお、社外監査役と当社との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

(6) 独立監査人

当社は中央青山監査法人に会計監査を依頼しており、同法人は以下の公認会計士および補助者20名で監査業務を実施しております。また、同法人に対しては「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査も依頼しております。

所属監査法人	氏名	継続監査年数*
中央青山監査法人	指定社員 業務執行社員 仲井 一彦	14年
中央青山監査法人	指定社員 業務執行社員 秋山 賢一	1年
中央青山監査法人	指定社員 業務執行社員 石井 哲也	5年

※継続監査年数は、証券取引法に基づく監査と「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査のいずれか期間の長い方の年数を表示しております。

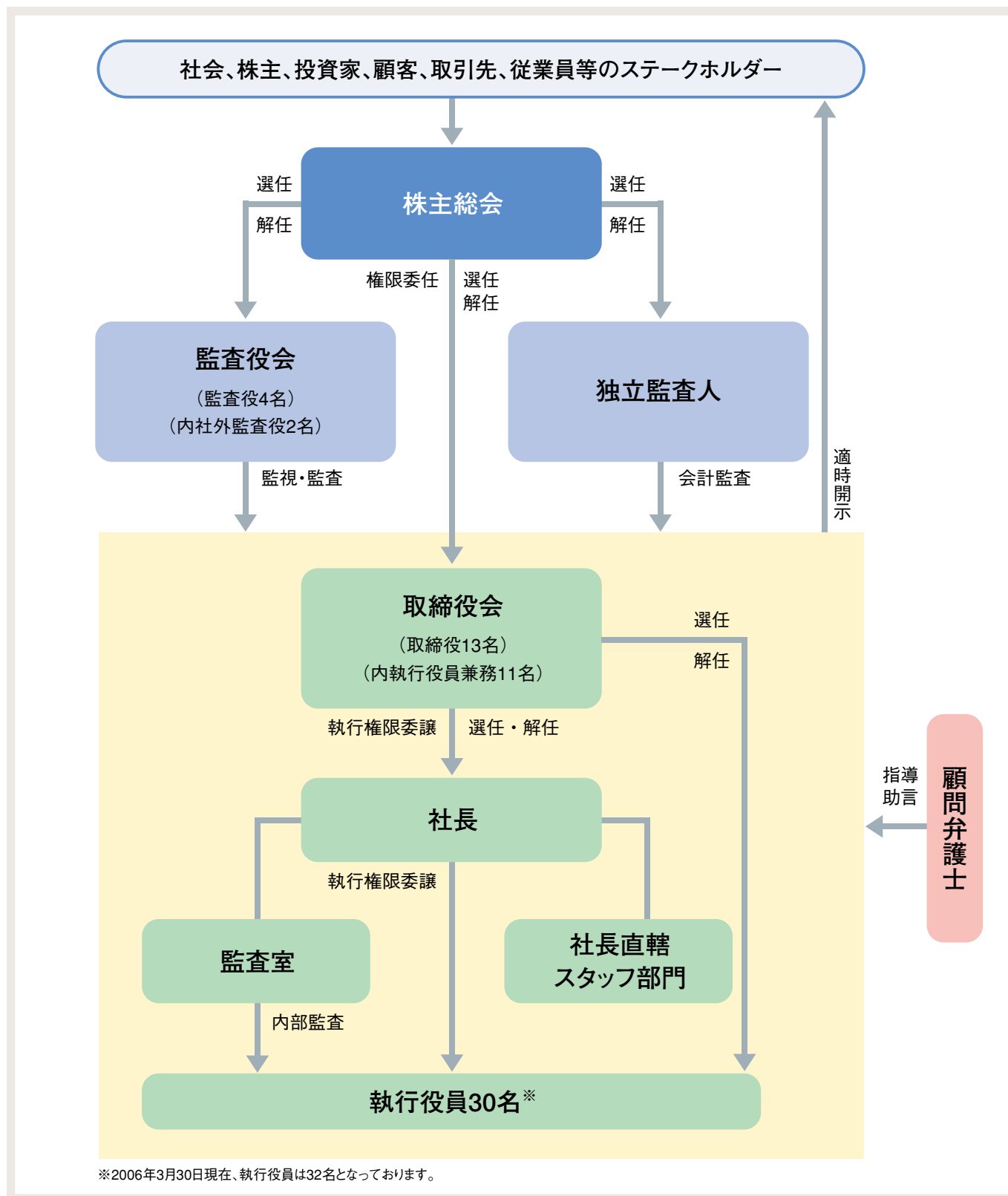
(7) 経営のモニターの状況

経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について、取締役会、監査役会が発生の都度、ただちに報告を受け体制を構築しています。さらに、社長直轄の監査室を設置しており、業務活動の全般に関して、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法令の遵守状況等について、定期・随時に内部監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行っております。2005年12月31日現在、監査室の人員は11名となっております。

また、直接社長宛に内部通報や改善提言ができる「内部通報・改善提言制度」を制定し運用しております。その目的は以下の通りです。

- ・企業倫理、公正取引に関わる不正、不祥事を早期に発見し対処するとともに発生を防止する。
- ・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の状況を把握し適切に対処すると同時に、発生を防止する。
- ・その他、業務運営や仕事の進め方等に関わる提案、相談等を受け、個別に対応する。

2005年12月31日現在、当社経営の意思決定、業務執行、監督の体制は概ね以下の通りです。



2. 役員報酬および監査報酬

(1) 当事業年度における当社の取締役および監査役に対する報酬は、以下の通りです。

区 分	取 締 役		監 査 役		合 計	
	支給人員 (人)	支給額 (百万円)	支給人員 (人)	支給額 (百万円)	支給人員 (人)	支給額 (百万円)
定款または株主総会決議に 基づく報酬 (注1. 2. 3. 4.)	13	284	4	30	17	314
株主総会決議に基づく 退職慰労金	—	—	—	—	—	—
計		284		30		314

注) 1. 以下の金額の範囲内において支払われたものです。

取締役：1990年3月14日開催の株主総会において決議された年額650百万円

監査役：2005年3月30日開催の株主総会において決議された年額50百万円

2. 取締役の報酬は、商法第269条第1項第1号に基づくものです。

3. 上記支給額の他に使用人兼務取締役6名の使用人分の報酬(賞与を含む)113百万円があります。

4. 期末日現在の取締役の人数は13名、監査役の人数は4名です。

5. 当社には社外取締役はありません。

(2) 当事業年度における監査法人に対する監査報酬は、以下の通りです。

区 分	支給額 (百万円)
監査証明に係る報酬	37
監査証明以外に係る報酬	—
計	37

3. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近における新たな実施事項

(2005年7月1日付)

- (1) ミッションステートメントに基づき、法的・社会的責任を企業として着実に実施するため、社長直轄組織として新たに「コンプライアンス室」を設置しました。
- (2) 「経営企画室」ならびに「お客様相談室」を、コーポレート・ガバナンスの見地から、内部統制がより機能する組織にするため、社長直轄の組織に改めました。

(2006年3月30日付)

- (3) 執行役員による業務執行と取締役による監督の分離を進めるため、執行役員の役職について「専務」「常務」等の役職区分を行う一方、取締役の役職について代表取締役を除き「専務」「常務」等の役職区分は行わないことといたしました。